

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、令和二年十月二十三日付けで、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、公表する。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 争議行為を行う労働組合
別表に掲げる労働組合
- 二 事件
年末一時金の支給額及び人員の配置及び労働時間についての要求に関する件
- 三 日時
令和二年十一月三日以降、問題解決に至るまでの期間、連日又は短時間行う
- 四 場所
別表に掲げる労働組合の組合員が従事する職場
- 五 概要
同盟罷業及び怠業を含むあらゆる争議行為を行う

別表

労働組合名	執行委員長名	組合員が従事する職場	所在地
全済生会労働組合 鴻巣支部	吉野 勝一	埼玉県済生会鴻巣病院 鴻巣介護老人保健施設ここのとり	埼玉県鴻巣市八幡田八四九
		鴻巣居宅介護支援事業所ここのとり	埼玉県鴻巣市八幡田八四九

		労働組合名	
全済生会労働組合 鴻巣支部			
		執行委員長名	
吉野 勝一			
		組合員が従事 する職場	
ス 障害者福祉サービ ス事業の実ハウ	なでしこメンタル クリニック	り センターこうのと	鴻巣地域包括支援 センター
八―一 埼玉県鴻巣市八幡田	三四階		埼玉県鴻巣市八幡田八四九
		所在地	